

経済産業省 資源エネルギー庁訪問 面談記録

訪問日 2020年9月29日（火）11時30分～12時45分

訪問先 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁

応接者 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 （3名）

訪問メンバー（7人）組合員1名・託送料検討委員会メンバー6名

【経過】

前回、7月15日（水）の意見交換を受けて、その後の状況の変化、更なる疑問点、進捗を確かめるために再面談の場の開催をお願いして、本日の開催となった。

[資料]

○9月25日付で「9月29日の意見交換にむけて」を事前にお届けした。

GC：グリーンコープ共同体・一社）グリーンコープでんきの代表としてご挨拶をさせていただきます。今日は前回に続きお時間を作っていただき本当にありがとうございます。今回もまた新たに疑問に思う点などをお尋ねしますのでご回答をよろしくお願ひします。

GC：基本的には従来の意見交換で質問させていただいたことの延長線上ではあるが、主に2点をお尋ねする。1つは賠償負担金の算定根拠を教えていただきたい。なぜ賠償負担金が今回2.4兆円になったのか。どこからどういう計算で出てきたのか。二つめ、廃炉円滑化負担金。これは元々の趣旨として廃炉を早めた場合に特別損失が一時的に発生すると、原子力発電事業者の非常に大きな負担になるので廃炉を進めるのに消極的になってはいけないということで長期的に分割して償却していく趣旨だと聞いている。その趣旨まではわかるがその趣旨だとするとさらに電気の需要者に転嫁するところの理屈がよくわからないので、その点を教えていただきたい。この2点を教えていただきたい。

経産：2.4兆円については、2016年電力システム改革政策小委員会の報告書に記載しているが、基本的に今の一般負担金の単価をベースに過去発電しているときのキロワット数をかけた金額から2020年度までの負担金の額を一般負担金の額を減じたとも。廃炉会計について、いろんな議論ご意見があるのは理解しているが、基本的に廃炉をすると一括償却をしなければならなくなるが、そこを分割することで資産性を担保する必要がある。規制料金下では、規制料金の中で対応してきた。自由料金にして本来であれば2020年経過措置もなく完全に規制料金撤廃になれば、資産性の担保ができなくなる恐れがあるということで託送料金での回収を行うことになった。制度的な持続性の観点から措置をした。

GC：2016年の一般負担金の年間総額1630億円ベースになっていると思う。そこ

はよくわかっているが、要するになぜ1630億円なのかというところを伺いたい。

経産：そこはまさに震災直後で彼らの震災前の利益水準から支払える額というのをかなり議論した結果、1630億円という数字を出している。震災後にあって、震災前の利益水準に基づいて出したもの。

GC：1630億円という金額は今の話ですと震災前の利益水準からいって、要するに支払える金額だからその金額にしたという説明になる。

経産：1630億円という数字はまさに各所の利益水準というところから出しているが、当然彼らが支払える水準というところを出している。

GC：要するに1630億円が出た後に2.4兆円に至る経過というのは計算式含めてわかるのだが、1630億円が出たところが総合的に考慮してと言われているが、なぜその金額になるか透明性がないので。なぜそのように算定されたのかが根拠がわかりにくい。

経産：先程から申し上げているようにまさに震災の際、彼らの経営状態踏まえて計算したとしか言いようがない。

GC：その計算式はどこかに公開されているのか。

経産：公開はされていない。計算式があるものではない。

GC：計算式があるものではないのか。

GC：計算式はないでしょう。

経産：何かの計算式に基づいて出しているものではない。

GC：そうすると言葉は悪いが、いろんなことを考えてエイヤーで決めてしまったという感じがする。

経産：エイヤーではない。

GC：そここのところがわからないと。

経産：見解の相違で、としか言いようがない

GC：見解の相違というか総合的に考慮したという所しか出てこないと、どうやって考慮したのかわからない。

経産：総合的に考慮したという言い方は、一括りにできないが、彼らの震災直前の経営状況を見て判断をした。

GC：16年から17年の小委員会では過去分に関してまず理屈で先に確認されて、金額をどうするかという時に現在支払っておられる1630億円の総額をもとに過去の原子力発電が始まった年度からの分を積算して3.8兆円と出して、2020年までに1.4兆円は一般負担金で入るだろうから差額2.4兆円というふうにされた。過去にこれだけのお金が発生していたから3.8兆円とかではなくて、過去にもらえていなかったお金とは、現在もらっている1630億円をもとに過去にさかのぼってそれを積算した金額だろうと思う。だから計算の算定式というのは当然ないし、もし、現在の一般負担金の総額が1000億円だったら当然過去分の2.4兆円というのも減ることになるだろうし、逆に現在の一般負担金が3000億円年間入っているのであれば過去分というのもそれに基づいて2倍近くになるということだろうと思える。

経産：1630億円の根拠についてはご案内の通り規定がございます。各社の利益や配当の規模を維持するという必要があるのでそういった状況を踏まえて1600億円なのか1700億円なのか、そうではなく適当な額として1630億円である、と決めた経緯がある。エイヤーというものではなくて規定に基づいて省令に基づいて算定をした結果ということになる。それが一般負担金の算出。それを過去分にも適用している。

GC：そうすると1630億円を出すときの算定式みたいなものはあるという理解でいいのか。

経産：式というか規定がある。

GC：規定があるという事は今のお話を普通に考えると各社の利益金額、配当金額をどう考慮してどうやるのかというのが何らかの計算式を作らないとその数字にはならないと思う。何らかの計算式がそこにあるのではないか。

GC：多分支援機構の理事会か運営委員会で1630億円というのを決定しているわけです。だからその決定は何に基づいて1630億円になったのかということは公開できるのかとお聞きしている。

経産：何度も申し上げているとおり、一定の計算式に基づいているものではないので。

GC：今の説明はエイヤーで決めたのではなく利益状況等を勘案して決めたという事は、利益状況がこういう形でこういう風に計算されたとおっしゃるように2600億円ではなく1700億円でもなく1630億円だというふうな形で要するに何十億円単位で具体的に出してくるとなると何らかの計算式がないままその金額を出すというのはありえない話ではないか。

経産：そこがなぜありえないか私にはわからない。

GC：これは各社の電気というのは公益性の強い事業だと思う。その公益性の強い事業の一般負担金をどうやって決めるかという時にどういう算定根拠で出されたのか全く説明ができない。要するに抽象的には説明できるけれども具体的な説明がない。少なくともどういう風に当てはめて計算したのかというところの説明はあるはず。要するにA社の利益がこれだけの額でこうなってというふうに積算していくと計算式で計算されているはずだと思う。

経産：もっと正確に申し上げると2001年から2014年の利益平均から配当みたいなものを排除した上で、配当の額というのは原子力事業者から経営者からすれば原電とか彼らがあまりにも取られすぎて経営状況が守られなくなるということがない程度に回収することになっている。利益と配当と一定の全てを取るわけにはいかないのので電気事業の実際に支障が起きない程度に回収することになっている。何かしら式があるものでなく、そういう中で考慮して1630億円ということになっている。ここはどう聞かれてもこれ以上答えようがない。申し上げている通りそういうことです。

GC：少なくとも2.4兆円が最終金額としておっしゃられる2016年の委員会で決められた形になっている。議事録全部読ませていただいたが、ワーキンググループの最終回に1630億のもとに2.4兆円という絵が出て、抽象的な説明という意味ではされたと思うが今ここでやりとりをしているように、なぜ1630億円が元に

なるのかや、1630億円という一般負担金の総額が何に基づいて決められているのかというのは、委員の皆さんもぱっと見た数字で最後に出されても困るという事は言われているが今のようやりとりは一切されていないみたいだ。

経産：なぜ1630億円をベースに3.8兆円引く1.3兆円で2.4兆円という計算式を出したかというまさに2011年より前に原賠機構があれば災害費用を原子力災害があった時のための費用を相互扶助的な制度として相互扶助の負担金となる制度。2001年から2010年の利益水準をベースに出している数字。この数字を使って計算をすることにした。1630というものを使ってそもそも2.4という数字を算出するのがおかしいのではないかと、というご指摘と今理解したが、もしそうだとすると過去の利益に遡って計算するというのも当然考えられるのかもしれないがあまりに式が複雑になりすぎて理解しづらいことになる。当時様々な議論がある中でそのような計算式にした経過がある。

GC：3.8兆円、1630億円をベースにして1966年から2010年までの備えを3.8兆円と計算した。この計算式は具体的に出ているからわかる。何度も申し上げているが1630億円はどういう根拠で出たのか。

経産：先ほどからご説明している通りで、それ以上もそれ以下でもない。どう言えばご理解いただけるのかはあるが、本当にこれ以上でもこれ以下でもない。先程から申し上げている具体的な計算式は本当はない。何か隠しているわけではない。今申し上げた通りです。もし私が隠しているのであればそれは私が悪いが。具体的な計算式があれば当然会計規則に施行令、原子力賠償機構法などで規定している。当然その規定がないし、別にこの計算式を隠す必要は無い。

GC：今回賠償負担金の額を実質は来年になるにしても託送料に上乗せになる。

GC：賠償負担金は今年から全額上乗せだそうです。今年10月から。値上げになる分は来年からですが、今年10月から賠償負担金は上乗せになる。廃炉円滑化負担金だけ値上げになる分は差し引いて上乗せになる。

GC：延期になるのではなかったのか。

GC：値上げになる分の執行は延期になるということで聞いている。賠償負担金の上乗せは今年の10月からという理解でいいか。

経産：値上げの幅を彼らがどう按分するかで、厳密には規定されていないが基本的にはそういう理解だ。

GC：需要家に負担がかかってくるわけだ。需要家としては負担分を払う以上はどのような根拠で算定されたのか。要するに1630億円から3.8兆円だというのが計算式というのはわかるが、1630億円というのがどうやって出たのか。原賠機構のホームページを見るとよくわかるが、一般負担金というのは毎年必ず定額ではなくて2016年までの間だんだん増えたりしている。なぜ2016年の1630億円であって以前の金額とは関係ないのか今言ったような話からすると2000年から2010年までの間の状況を考慮してということであればその額が増えたり減ったりしているというのも理解できない。

経産：ここ数年はずっと安定している。

GC：2016年までは必ずしも安定しているとは言えないと思う。

経産：13年から16年は安定している。11年と12年は震災直後だった。震災の影響が取れた2013年からは震災前の利益水準に基づいた算定としてはきちんとしている。一般負担金は法令上にも書いているが安定的な金額とする、としている。基本的にはその金額というのは、よほどの理由がない限りは大きく変えない考えに基づいている。10年前の利益水準であり、そこをそもそも使うのかという議論はあるかと思うが、そこをいまだに活用している。その辺の細かい議論は原賠機構でやっていただいているので細かいところは機構に聞いていただいた方がいいかもしれないが、法令上は「安定的な措置」というふうに書いているので安定的な金額ということで今のところ大きくは変えずにやっていく。

GC：少なくとも2.4兆円国民負担になるわけです。支援機構が1630億円という額をベースとして決めたものはどういう内容と根拠によるものか、という情報開示はしていただかないと、2.4兆円をみんなに負担してもらうという説明としては足りていないと思う。

経産：今ご説明した通り。一般負担金は2001年から2010年の経常利益、平均額とか、あるいは過去10年の平均配当額を踏まえてあまりにもとりすぎた金額とならないようにということで措置をしている。先程から申し上げている通り隠しているわけではない。計算式があるわけではないことに尽きる。

GC：説明というのは今言ったレベルの極めて抽象的な説明をすればいいということではなくて、どういう根拠で具体的にその金額が出されたのかということを理解できる。そこに書かれている事実からすると普通の人が見て読んで理解できるという内容でなければならないと思うが、それには当てはまらないと今の話を聞いていると思う。普通の人が今の説明を聞いて、なぜ1630億円というのがわかりますか。

経産：今申し上げている通りです。一般負担金額の設定をやっているのは原子力賠償機構である。本当に細かい議論は我々がやっているわけではない。もしさらに細かいところをご議論されたいということであれば時間も時間なので機構にお尋ねいただくのがよろしいかと思う。

GC：今回は我々がそうしたいわけではなくて、賠償負担金の計算の根拠として1630億円は、そちらが根拠にしたことなので、経産省から電力会社に賠償負担金をよく説明するようと言われていたはず。なぜその金額が出たのですかという時に結局1630億円の額をもとにということになる。その説明は必要ではないか。

GC：経産省が決められたのではないのであれば支援機構に情報開示を求めれば良いのではないか。経産省が決めたわけではないでしょうから。決められている1630億円をもとに2016年に賠償負担金を算出したわけなので、賠償負担金を国民に説明しないといけないということであれば、支援機構に対して元々の1630億円というのはどういう計算の流れで決まったのかというのを聞いて開示してもらえば良いのではないかと思う。この場での議論はできないでしょうから。

経産：先程から申し上げている通り我々は2001年から2010年の経常利益の平均額と過去10年の平均配当総額というのを比較して原子力事業者が設備更新の費用が

不足にならない程度ということを決めた。それ以上でもそれ以下でもない。

G C : 普通に今のお話を聞いていて理解できるのか。到底理解できる感じがしない。一般国民がその話を聞いて理解ができるようなことを説明することが説明責任ではないか。今の話は条文の規定をそのまま読んでいる。

経産 : 条文の規定ではない。

G C : 条文の規定では無いにしろ、内部の根拠なのか規則なのかにしろ抽象的でどういう事実にあてはめてどうなんだ、というのが説明できないと理解できない。繰り返しになるので次のテーマに行きたい。

G C : 1630の億円の算定ということで震災前の利益水準から出して払える金額ということをして1つの基準として決められたというふうに今言われているが、これは原子力賠償機構が1630億円を算定したときに、ヒアリングや事業者の意見を聞いて支払える額を想定して決められたのだと思うが、その時の委員の構成や事業者のヒアリングの議事概要は今お分かりになるのですか。

経産 : 少なくとも今私が当時いたわけではないので。

G C : その当時のことは今どの程度わかるのですか。

経産 : 少なくとも私は承知しておりません。

G C : その時に事業者が支払える金額ということで事業者側の意見がより重視されたという理解で良いですか。現実には支払える金額ということで額を決めたとのこと説明なので、その時に一般の消費者や有識者以外の人意見は当然入っていない。ある意味事業者が支払えるという1つの現実的な線を基準として1630億円というのを決めたのではないのですか。

経産 : まず一般負担金という制度は、各社が何かしらの原子力災害が起きて原賠法でいうと1200億円保険に入っているわけですが、そこを超えた場合に原賠機構が集めたお金で相互扶助的に災害を起こしたところの賠償費用に当てていく制度になる。当然、本来負担金というのは彼らが相互扶助の観点から支払える金額というのを設定する必要がある。まずは1部の企業においては、規制料金下では原価に載せている企業もあるが、基本的には彼らの利益水準、あるいは彼らが電気事業をやっているわけで、小売り事業にかかる費用が過大にならない範囲の中で設定をしてきているもの。少なくとも彼らが支払える範囲でやるためのものであるということではなくて、そもそも相互扶助の制度であることが原則です。彼らが支払える金額ありきでという考え方に基づいているわけではないという事をご理解をいただきたい。

G C : 相互扶助でうまく処理できなかった分が回り回って今回の上乗せ分でしょうか。事故が起きてしまった場合には最終的に消費者が負担をするということもあり得るという理解で良いのでしょうか。

経産 : そういうことが生じないように事前にこのような相互扶助の制度を立ち上げた。本来であれば福島第一原子力発電所の事故がある前から措置をすべき制度だったと国としては当然反省をしているが、過重な負担がかからないように事前からお金を貯めておく制度主旨である。

G C : 廃炉円滑化負担金について。従前も同じ説明をいただいているが、基本的には早期に廃炉をする場合に設備の残存簿価が一括減損して一時的に多額の費用が生じるから廃炉判断を躊躇する可能性があるので費用の分割計上を可能にした。それが廃炉会計だと。そこまでは理解できなくもないが、そこで分割計上した額を今度は消費者に転嫁するというのが理解できないところです。

経産 : まず規制料金下では規制料金の中で費用として載せていた。先程から申し上げた通りこれはまさに会計上の議論であるが、一定の資産性を有しないと一括償却の対象になってしまう。そうすると規制料金下では規制料金があるので規制料金の中で費用として計上すれば回収ができることで資産性を担保できた。完全に規制料金が撤廃される予定であった2020年以降はそれができない。つまり資産性の担保ができなくなるとそもそも分割償却自体がままならなくなるという制度上の対応をするために行っている。そもそもの載せる載せない議論としては規制料金下の廃炉会計の費用の中には当然入っていた。電気料金設定には当然含まれていた。今後もそこがままならないと廃炉を躊躇するわけなので、そういうことが発生しないように廃炉会計を適用している。実際に13の原発の廃炉が決定したように一定の効果があったと見ている。この制度を維持しようと思った時には、という措置をしないとこの制度の維持ができないという判断のもとですすめている。

G C : 廃炉会計を維持するために2020年の完全自由化になって廃炉円滑化負担金にするという以前に、2013年と2015年の廃炉会計で一括して特別損失を出すわけにはいかないから分割の計上でもいいとされた。そこまでは理解できるが、なぜそれが分割計上された分が電気料金として消費者が、国民が負担をしないといけなくなったのかが理解できないと言っている。

経産 : そこは今ご説明したつもりですけれど。

G C : もう少し説明するとその部分を資産化するために電気料金として徴収する。電気料金という言葉が非常に曖昧な概念である。完全自由化が進んだ元でいうと原子力発電事業者が請求する金額の中に載せるという事は充分ある。それは減損会計としては何ら問題無い。要するに託送料金に乗せる必要は無い。原子力事業者が持っている資産なので原子力事業者が持っている資産に対応する形で自分の所の売電の中で回収すれば良いという理屈になる。

経産 : まさに当時会計士の中でそのような議論はあったと認識している。まさに自由料金の中でその分を明確に確保できるという保証がないと、そもそも電気を発電しない施設ですのでそれでは弱いのではないかという意見も会計士側からあったというふうに認識している。当時そういう議論をしながら制度検討した上で託送料金から一定の制度的な措置が必要であろうということで措置を行った。

G C : 質問に回答されていないが、今のところ言えば別に託送料金に付け替える必要は無い。要するに原子力発電事業者が請求する電気料金の中にそれを加えれば減損会計の問題は解決する。確かにその施設は電気を生んでいないが、原子力発電事業者は他に事業を営んでいるのであればそちらで回収できればよいのではないか。

経産 : その資産が利益を生み出さないではないですか。

GC：他の資産を持っているわけです。原子力事業者は。

経産：その資産は利益を見出していない以上資産性は担保できない。そういう話。

GC：もしそうだとしたらそもそも廃炉会計そのものが全く成り立たない議論だ。

経産：です。規制料金下では費用分割して費用として計上できるように電気料金の中でしてきたのが、明確に規制料金がなくなると費用としてできなくなるので託送のほうに移したということです。いろいろなご指摘は当時からあったとは思いますが資産性の担保というのは、その施設が利益を生み出すかどうかは資産性の判断。つまり廃炉をしてしまうと発電をしないということになれば担保できない。一般的に考えれば資産性がなくなったという理解になります。そうすると先ほど申したように資産性がないので分割償却ができなくなる。一括償却しかできない。資産性を担保しようと思うと一定の償却物相当の償却費用分を電気料金の中で2013年15年のタイミングから行っていた、ということです。その資産性の担保というのはまさに規制料金の電気料金に費用として計上できることで資産性を担保してきた。まさに自由料金になると費用の回収として資産性の保証ができなくなるので様々なご指摘含めた議論の中で関係者とも検討した中での結果であり、一定の資産性の保障として何かしらの形で一定の償却分の費用の回収を担保しなければならないということで託送料金での回収をする制度になった。

GC：今のご説明だとなぜ託送料金に乗っけるのか、要するに託送料金の廃炉会計制度を作るために何らかの徴収が必要だということではわかる。それがなぜ託送料金にのつけられるのかの説明がない。要するに前段の説明でおっしゃられているように、廃炉した資産はそれ自体が利益を生み出さないから徴収できない、ということであれば、託送料というものは基本的に送配電設備の維持管理の必要な費用を取るわけ。送配電の維持管理のために必要な料金ではないではないか。それを取る根拠にならない。

経産：おっしゃっている意味は何かしらの形で資産性を担保する。それがなぜ託送料金である必要があるのかということですか。

GC：そうだ。その説明は全くない。

経産：そこについては当時その議論をされているが、託送料金については公益性の高い費用について乗せることができる。過去から現在までそういう制度になっている。

GC：過去からとはいつからそのような制度になっているのか。そもそも託送料という制度ができたのはそう古い制度ではない。

経産：2000年の段階でも例えば使用済燃料再処理等既発電費など含めて公益性の高い費用を乗せてきている。当時の中では様々な議論の中で賠償負担金やいろいろな税もあるのではないかと、というテーブルに乗せて議論した資料もあるまさにそういう議論の中で託送料金が適当であろうということで判断をされた。

GC：今までのものは法律上の根拠で定めてやってきた。今回は法律の改正は全く伴っていない。

経産：それで省令の改正で決めた。

GC：国民の権利義務にかかわる問題を法律の改正なく決めてしまうのはおかしくないか。

経産：そこはどのような議論をこれまで皆さんとしたのかは把握をしていないが、申し上げた通りパブリックコメントをするなど、当然国民の意見をきちんと聞きながらいろんな措置をさせていただいたと理解している。

G C：2013年と2015年の廃炉会計でいろいろ説明されている理屈でこういう設計で分割積み立てします、そして2020年からは託送料金の形で過去に原発を使っていたであろう国民から公平にもらうようにします、という説明をされていますが、明確に2013年と15年の廃炉会計で制度を変えることによってその負担者が従前は電力会社だったのが、電力会社ではなくて国民になった。13年15年以降は電気料金になって、20年からは託送料金原価になる。その重大な「国民の財産を貰います」という転換について法律で何も決めていないということは意識された方がいいと思う。そのときどこまで13年と15年の委員会で深められて議論したかはあるが、明確に浜岡原発が1530億円特別損失という形で会社負担したものを、分割する形で電気料金で国民からもらうという形に変えている。これはやはり省令や委員会の決定でやってはいけないことだったと思う。

経産：従前から申し上げている通り、託送料金というには電気事業法の中でしっかり定められていて、その中で制度措置しているものなので省令改正ですという判断を行って対応させていただいた。

G C：質問の角度を少し変えると、想定より早く廃炉を決めたものについて廃炉会計とか廃炉円滑化負担金を適用すると言われているが、今回申請されているのは全原発ではないか。すべての廃炉を決めた原発が自動的に廃炉会計の適用、廃炉円滑化負担金の対象となっていないか。そして想定より早くの「想定」とは法律上では40年と理解しているが、40年を超えた原発機についても廃炉円滑化負担金の対象になっている。では何が廃炉会計の適用なのか。言い方を変えれば、原発の廃炉を決めれば全部こうする、というふうになっていないか。実態として。

経産：皆さんからいろんな思いがあるのは受けとれるが、先程から申し上げている通り例えば40年超えているものでも本来であれば50年運転することを前提にしていたものがそれを早めてやるわけです。そこは一定の早期廃炉であるという判断をしている。廃炉会計というのは当然彼らのいい値でやっているわけではない。申請を受けたらその申請が本当に正しいのか含めて我々の方で確認をして申請を承認している。必ずしも我々が全部の原子炉について対象になるように動いているわけではない。一定の基準に基づいてそこは判断をしているということに尽きる。

G C：とても未整備でかつ詰められていない分だけ矛盾が出ていると思うが、例えば九州電力が玄海1号機の廃炉を発表したときに「廃炉会計制度を適用して廃炉します」と言って社会的に発表した。経済産業省が承認をした廃炉計画を見ると、今回廃炉円滑化負担金の1. 2. 3. の項目で申請されているうちの3番の解体費用積立と見積費用の差額数十億円だけ。そういうのが廃炉費用なんだ、廃炉会計制度の適用になるのだと3年間思い続けてきた。今回蓋を開けてみれば、その時に一切言及もされていない1番の施設の残存価格と2番の原子力廃止関連仮勘定というのが何百億円も入って、これが承認されましたと廃炉円滑化負担金の金額で明らかにされる

というような問題がある。

あるいは二点目で原子力廃止仮勘定を見ると中国電力が0円で九電や関電などの電力会社は何百億円で、なぜこんなに差が出るかと言えば廃炉会計適用後に原子力廃止関連仮勘定を資産で一旦計上して中国電力は毎年40億円4年間続けて今年に至るまで、それを0円にしている。という会社の努力があって廃炉円滑化負担金の2項目は0円申請になっている。一方で関電、九電はそのようにしてなくて、たくさん残っているお金を原子力廃止仮勘定の名目で廃炉円滑化負担金として託送料金に乗せられてしまう。あるいは関西電力に至っては経済産業省も承認しているが、この間電気料金原価に入っていた廃炉費用を今回廃炉円滑化負担金に移して、電気料金原価からなくした分を値下げすると決めている。たしかに電気料金の総括原価方式の立場からすれば誠実かもしれないが、今現に新電力との競争という観点で言えば、新電力とその利用者にお金を負担させてその浮いたお金で自社の電気料金の値下げにしているのだから、競争上とても問題ではないかと思う。既に決定して、発表されているが。どんなお金が廃炉円滑化負担金なのかとずっと経産省に何年も聞いてきた。九電は発表されているけれどもどういう中身になるのですかと。

「解体見積費用との差が廃炉円滑化負担金との差額になるわけではありません」とは言ってくれたわけですが、今回明らかに、蓋を開ければこうなっているとわかったことは一切黙っていた。九州電力に先週金曜日にお話に行って「これはさすがに不誠実ではないか」と言ったら、「これは不十分でした。反省が必要です」と言われている。お金が分かっていたからという理由なのだが、詳細な金額はでないにしても、少なくとも20数億円の差を出す以上に、何百億円となるお金が廃炉費用に入るということを経産省も九州電力も発表していない。

そのような三つのことから言っても、廃炉円滑化負担金とその前提の廃炉会計で国民からお金をもらうようにしたという一番根本のところは法律できちんと決められていないから、今蓋を開けたら、私たちでさえ気が付くような3点の疑問がどんどん出てきている。

G C : 経産省で作られている託送料の料金算定規則だが、今度の改正。第4条1項と2項というのがあると思うが、一項はいわゆる営業費、送配電に関わるコスト。二項は使用済核燃料再処理等既発電費が入っていて、今回賠償負担金相当額と廃炉円滑化負担金相当額を算定しなければならないと書いているが、1項に書かれてあるものは、送配電に関わるコストと理解できるが、二項を見ると送配電にかかるコストではないものが営業費として入っている。電気事業法の条文を見る限り適正な原価と書かれている。適正な原価というのは普通に考えると送配電の原価、つまり、送配電にかかるコストが原価と読める。それがなぜ適正な原価に、要するに送配電のコストでないものがなぜ適正な原価になるのか。

経産 : 質問の意味としては適正な原価の中に廃炉負担金や賠償負担金が入らないののではないかという主旨でしょうか。

G C : 入るとすればなぜ入るのかという説明が必要

経産：同じ回答になり申し訳ないが、公益性の観点から託送料金で回収することが望ましい費用として廃炉負担金や賠償負担金というものを当時制度設計をしてきた者からも聞いているし、我々もそのような説明をしてきている。そのような整理のもとで適正な原価としてさせていただいている。

G C：日本語の問題としてよくわからないが、いわゆる公益性のある観点からそこで回収するものが適正ということなのか。言葉の意味はわかるが、それが適正な原価になるというふうに言えるのか。普通に考えれば送配電にかかる費用が適正な原価と呼べるのではないか。なぜ公益性の観点から託送料で徴収するのかということ言えばそれは適正な原価なのか。

経産：先程から申し上げている通りで、まさに公益性の観点から託送料金で回収するのが適当である。適切な原価の範囲であると考えている。こういった費用はまさに適切な原価の範囲であると判断をしている。みなさんと意見が合っていないので折り合わない部分かもしれないが…

G C：日本語の理解から合っていないのではないか。

経産：公益性の観点から託送料金で賄う回収することが適切であるとなっている以上は適切な原価の一部である、ということである。

G C：原価というのは価値を生み出すのに必要な経費である。送配電のコストは理解できるが、

経産：政策的な観点からは託送料で回収することが適当である。政策的効果があるという説明になる。そういったものについては託送料金の原価の一部として回収するということが適切な原価の一部であるとしている。

G C：条文の解釈として無理がある。

経産：議論の折り合わないところではあると思う。

G C：九州電力でいくと玄海1号機の廃炉。2014年か15年で決めているときには廃炉会計制度はできていて、廃炉会計制度に基づいて廃炉すると発表されている。いわゆる廃炉計画の申請と承認されるが、その時には今回3番で上げられる金額以外の1. 2. 原子力廃止関連仮勘定その申請がされていたのか。承知していたのか。

経産：もちろん承知している。

G C：それがどうして九州電力の発表にないのか。ということと、経済産業省が何らか九州電力の玄海1号機の廃炉計画を承認しました、といった資料を出されていないのか。よかったらそれを開示してほしい。その中に明記してあったのか。国民に対して誠実に説明をしていくという観点からは、それをしない点について直してもらいたい。教えて欲しい。

経産：九州電力の発表については承知をしていない。彼らがそういう対応で不誠実であったとおっしゃっているのであれば彼らがそのように捉えられているということだと思ふ。その上で彼らの申請額について彼らが発表していないことについて我々に言われることについては、なんとも、という思いはあるが、当時我々は少なくともこの原子力特定資産簿価も廃止関連仮勘定についても少なくとも有価証券報告書に載っていると認識している。我々としては彼らにきちんと説明する義務を課していた。

当時の有証を見ると注釈に金額が掲載されているはず。我々として情報を一切出していないということではない。

G C : 経済産業省が発表して承認しているやつを開示してもらえればそれでわかる。よろしくお願ひしたい。国民の中で有証を見て調べてみようという人はほとんどいないと思う。

経産 : 我々としては発表しているものはない。廃炉会計の適用に関しては、会計の適用なので、特にプレスはやっていない。今回の託送回収をさせていただく段階で7月の段階で申請があって、それについてプレスでお示しをさせていただいた。

G C : 九州電力の経営説明会というのがあって、そこでおそらく九電も発表しているし、報道もそれで発表しているが、そこに全然載っていないというのは不十分ではないだろうか。

経産 : それは我々がやっているわけではないので見解を申し上げる立場にない。彼らが彼らの責任に基づいて丁寧に説明する責任がある。

G C : 九電だけではなく他のところも全部そうではないか。それは経済産業省から行って指導の対象にならないのか。

経産 : 指導するとなると法的に何かに基づいての指導になるが我々としては有証なりにしっかり書かせていただいている。隠し立てをしているわけではない。

G C : これ(九電の発表資料)はひどいです。「経産大臣に廃止措置計画認可受領」。なんて書かれているかと言えば「廃炉費用の見積額360億円に対して335億93%を引当済み。未引当分は今後8年間で全額引き当て予定」なのですから。

G C : これは要するに廃炉費用しか見ていないということですか。

G C : 解体費用だけ。今回の1. 2. 3. のうち3番だけが書かれていることになる。それが廃止措置計画認可の受領となっている。さすがにこれは反省すると言われました。

経産 : 彼らがそうであるなら彼らの問題。

G C : おそらく全社そうであろうと思う。

G C : 少なくとも廃止認可が降りたらその時点で減損しないといけないわけで、それをまさに今回のように廃炉会計に移すという事は議論になるのでそのところがどういう扱いになるかというのが説明してもらわないと、それが電気料金に跳ね返ってくる話だ。

G C : そして明確に、会社自身は原子力廃止関連仮勘定という新しい制度で資産を貸借対照表に乗せて翌年から毎年営業費として原子力廃止仮勘定償却費という形で毎年落とすわけですから会社自身に認識がないはずはない。そういう認識を持っていないながら廃炉費用で、将来確実に残存分が出るというのがわかっているのを出していないわけです。会社を私たちが評価をするわけにはいかないが、中国電力は2番を消しているのです。一生懸命消している。

経産 : そこについては料金との関係でいつ料金を設定して、いつの段階での減価償却を実施したかが中国電力と九州電力は違っていて、中国電力は2008年を最後に小売電気料金の改定をしていない。震災以降も料金を改定してなくて一般負担金も料

金には入れていない会社。九州は震災以降に料金を改定していて、その時点での廃止関連仮勘定の償却をどの時点の額で償却をしていくかという時点が違う。中国は額が大きい時点のもので償却をしていっている状況。そのペースで償却をしてきたので、2020年前でゼロになっている。他方、関西電力や九州電力の場合は違う事情があって小売規制料金に反映するという料金改定をしながら実施をしてきている。見ていただくと分かるがそのタイミングで償却がどんどん増えてくる。そういった料金上の絡みもあって今回の託送回収に立った廃止関連仮勘定の額が違ってきているということになっている。

経産：別にどこかが特別な手続きであるわけではない。料金設定の時の償却のプロセスの問題。廃炉会計が2020年前に終わっているものもあれば終わっていないものもある。彼ら自身も2020年前に償却をしていないかということではない。九州もそういうわけではない。むしろ中国電力でいうと小売の規制料金の方で回収されてしまった、というだけのもの。中国電力が特別な努力をされたかのようなご説明は少し認識が違うと我々は思う。

GC：今回も時間を作って下さりまして本当にありがとうございました。Zoomで参加をさせていただいて本当にありがたかったんですが、途中音声聞き取れなかった部分もあり残念なところはありますが、率直な感想を述べさせていただきます。

託送料金制度についても他の省令についても、大手電力会社が守られる制度なのだと改めて思った。広島で普通に暮らしているが、国のやることや大手電力会社が電気の安定供給をしてくれていると思いながら今まで暮らしてきた。今回の制度措置に対しては国に対して不信感を持つ。国民に対してわかりにくいことがまかり通っていることを改めて感じるご説明だったと率直に思っている。この間、託送料金の中に、新たに2つの負担金が上乗せされるということを経営者41万人の組合員と会話をしていく中で、やっぱりみんなわからないし、納得がいかないという声が多数上がっています。これが変えられない、ということであれば私たちは社会に訴えていくしかないと思っている。グリーンコープの中でこれだけわからないという声があるという事は、社会的に問うたときに国民からそのような同じ声が、もっと上がるのではないかと思っている。そのような意味では国としての在り方や考え方をあらためていただきたいと感じる時間になった。今日はありがとうございました。

経産：10月から制度が開始されるわけですが、料金明細書の記載含めて我々も丁寧に進めていくことは引き続き心がけていきたい。いろいろなご意見はあるかと思いますがご意見ご理解をいただけるように努めていきたいと思っております。

以上